

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【公開番号】特開2012-31606(P2012-31606A)
 【公開日】平成24年2月16日(2012.2.16)
 【年通号数】公開・登録公報2012-007
 【出願番号】特願2010-170767(P2010-170767)
 【国際特許分類】

E 0 2 F 9/16 (2006.01)

B 6 2 D 25/08 (2006.01)

【F I】

E 0 2 F 9/16 E

B 6 2 D 25/08 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

建設機械のキャブフレームを構成するフロントピラー及びルーフピラーを、それらフロントピラーとルーフピラーとの接続部にカーブ部を有する一本の管材から構成し、

前記管材の前記カーブ部におけるカーブ外側の曲率半径をカーブ内側の曲率半径よりも小さくすることで、前記カーブ部に、前記フロントピラーに支持される前窓ユニットの上端の収容位置を高めるためのスペースを設け、

前記カーブ部のカーブ外側に、前記スペースに収容された前記前窓ユニットの上端に位置して、フロントヘッダーを配設したことを特徴とする建設機械のキャブフレーム構造。

【請求項2】

前記管材が、フロントピラーの部分とルーフピラーの部分とに周方向に余長部を有すると共に、前記カーブ部にカーブ外側に張り出された張出部を有し、長手方向に沿って断面が徐変された請求項1に記載の建設機械のキャブフレーム構造。

【請求項3】

前記管材の、前記フロントピラーの部分の周長と、前記ルーフピラーの部分の周長と、前記カーブ部の周長とが等しい請求項1又は2に記載の建設機械のキャブフレーム構造。

【請求項4】

前記前窓ユニットが、前記管材に設けられたガイドレールに係合する被ガイド部材を有し、前記管材に沿って移動可能である請求項1から3のいずれか1項に記載の建設機械のキャブフレーム構造。

【請求項5】

前記管材が、フロントピラーの部分とルーフピラーの部分とに周方向に余長部を有すると共に、前記カーブ部にカーブ外側に張り出された張出部を有し、長手方向に沿って断面が徐変され、

前記前窓ユニットが、前記管材に設けられたガイドレールに係合する被ガイド部材を有し、前記管材に沿って移動可能であり、

前記ガイドレールが、前記余長部に形成された請求項1に記載の建設機械のキャブフレーム構造。

【請求項 6】

前記前窓ユニットが、平面ガラスを有する請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の建設機械のキャブフレーム構造。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項 4 に係る発明は、前記前窓ユニットが、前記管材に設けられたガイドレールに係合する被ガイド部材を有し、前記管材に沿って移動可能である請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載の建設機械のキャブフレーム構造である。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項 5 に係る発明は、前記管材が、フロントピラーの部分とルーフピラーの部分とに周方向に余長部を有すると共に、前記カーブ部にカーブ外側に張り出された張出部を有し、長手方向に沿って断面が徐変され、前記前窓ユニットが、前記管材に設けられたガイドレールに係合する被ガイド部材を有し、前記管材に沿って移動可能であり、前記ガイドレールが、前記余長部に形成された請求項 1 に記載の建設機械のキャブフレーム構造である。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項 6 に係る発明は、前記前窓ユニットが、平面ガラスを有する請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の建設機械のキャブフレーム構造である。